

法第4条に基づく措置の実施状況

別表1

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額（債務者が中小企業者である場合）

（単位：百万円）

	H21年 12月末	H22年 3月末	H22年 6月末	H22年 9月末	H22年 12月末	H23年 3月末	H23年 6月末	H23年 9月末	H23年 12月末	H24年 3月末	H24年 6月末	H24年 9月末	H24年 12月末	H25年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	0	2	2	5	5	5	5	17	45	46	48	48	55	55
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0	1	1	3	3	3	3	43	46	46	46	46	46
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	2	0	3	0	0	0	11	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	2	2	2	2	2	2	2	8	8	8

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数（債務者が中小企業者である場合）

（単位：件）

	H21年 12月末	H22年 3月末	H22年 6月末	H22年 9月末	H22年 12月末	H23年 3月末	H23年 6月末	H23年 9月末	H23年 12月末	H24年 3月末	H24年 6月末	H24年 9月末	H24年 12月末	H25年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	0	2	2	6	6	6	6	11	22	24	26	26	27	27
うち、実行に係る貸付債権の数	0	0	1	1	3	3	3	3	19	21	23	23	23	23
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	0	2	0	4	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	1	1	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4

（注）法第4条に基づく措置の実施状況における、「貸付けの条件の変更等」の定義等は、「農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令」に基づいて計上しております。